

事業計画（福島県新地町）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

町内の地区海岸数	7 地区海岸
被災した地区海岸数	6 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	6 地区海岸

② 堤防高

平成23年10月8日に堤防高を公表※。

新地海岸・相馬海岸①：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定※した。

※ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・4地区海岸において、本復旧工事の着工※を目指す。

※ 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

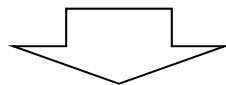
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を記 載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
新地町	釣師浜漁港 埠浜	596	護岸	6.20	7.20	完了	H23.12	H24.9	策定中	H25.7	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	背後の復興計画の策定・調整 等	
新地町	釣師浜漁港 谷地小屋	1,083	護岸、離岸堤	5.34	7.20	完了	H23.12	H24.9	策定中	H24.9	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	本工事	
新地町	釣師浜漁港 大戸浜	100	護岸、消波堤	5.34	7.20	—	H23.12	H24.9	策定中	H24.9	着工予定	H27.12	完了予定	・用地調査	本工事	
新地町	釣師浜漁港 大戸浜・今泉	0	消波堤、離岸堤	—	—	完了	H23.10	H24.9	策定中	H24.9	着工予定	H26.3	完了予定	・応急復旧	本工事	
新地町	木崎	1,080	堤防、消波堤、離岸堤、人工リ	6.20	7.20	完了	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事	
新地町	相馬港 駒ヶ嶺	1,576	堤防	5.14	7.20	—	H23.11	H24.9	策定中	H25.7	着工予定	H27.12	完了予定	・用地調査	背後の復興計画の策定・調整 等	

福島県沿岸の地域海岸分割図

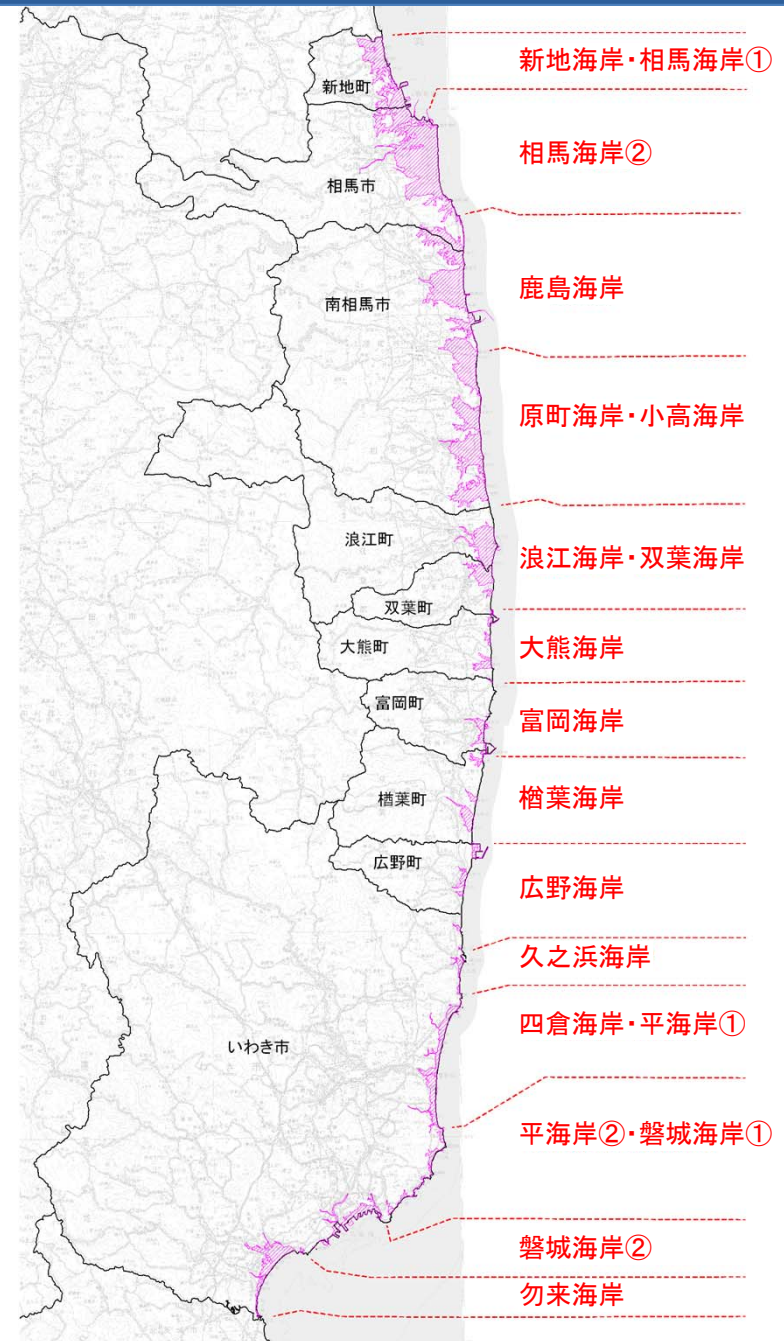
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系三滝川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、16箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い3箇所については大型土のう積み等による応急対策を完了。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った2箇所^{※2}で着手。うち、1箇所^{※2}で完了。

なお、新地町の町管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに8箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計10箇所^{※2}）。

また、平成24年出水期（6月頃～）までに1箇所^{※2}（累計2箇所^{※2}）、さらに、平成24年度内に8箇所^{※2}（累計10箇所^{※2}）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び町が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（16箇所^{※2}）で災害査定を完了
- ・ 2箇所^{※2}で本復旧に着手
- ・ 1箇所^{※2}で本復旧を完了

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、8箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計10箇所^{※2}）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
出水期（6月頃～）まで：1箇所^{※2}（累計2箇所^{※2}）
平成24年度末まで：8箇所^{※2}（累計10箇所^{※2}）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 新地町

新地町

【県管理河川】

4水系 6河川 20箇所

- (二) 砂子田川水系 1河川 3箇所
- (二) 三滝川水系 2河川 5箇所
- (二) 濁川水系 1河川 5箇所
- (二) 地蔵川水系 2河川 7箇所



凡例	
—	1級河川 (直轄区間)
—	1級河川
—	2級河川
	統制局
	監視局
●	雨量局 (福島県)
○	雨量局 (建設省)
▲	水位局 (福島県)
△	水位局 (建設省)
★	中継局

3. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 420ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

埴浜排水機場、中浜田排水機場、駒ヶ嶺排水機場等の基幹的排水施設について実施済み。

○ 本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね6年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○ 平成 24 年度から営農が可能な農地 約 70ha

(うち災害復旧によらず営農が可能となった農地 約 20ha)

○ 平成 25 年度からの営農再開を目指す農地 約 180ha

○ 平成 26 年度からの営農再開を目指す農地 約 100ha

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

④ 区画整理等検討状況

作田前地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

4. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 木崎～今泉
- ② 海岸防災林の林帯 2.20 h a が被災。
- ③ 今年中に、新地町復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。これを踏まえ、盛土等海岸防災林造成の基盤整備に早期着手。
- ④ 樹木の植栽は、基盤造成が完了した箇所から順次実施する。
(保全対象： 県道相馬亘理線、JR 常磐線、農地等)

5. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

新地町内の釣師浜漁港において、平成23年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている。

今後、必要性の高い機能を選定の上、平成25年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

6. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：（仮称）愛宕第二、原、作田、雀塚
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

7. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：作田地区外4地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 土地区画整理

① 地区名：中島地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から事業計画案作成に向けた調査を開始。事業計画の決定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

測量、基本設計他を行う。

(3) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<新地町立学校>

災害復旧にかかる国庫補助に申請予定の東日本大震災により被災した町立小学校3校、町立中学校1校について(比較的軽微な被害)、以下のとおり早期復旧をめざす。

○ (財)ふくしま市町村建設支援機構へ設計委託。

○ 工事については、平成 24 年 3 月から事業着手、平成 24 年 8 月 24 日の復旧完了予定。

<県立学校>

新地町に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請したの 1 校について、以下のとおり復旧完了した。

比較的軽微な被害に留まる新地高校については、平成 23 年 12 月まで復旧完了した。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<新地町立社会教育施設>

比較的軽微な被害を受けた町図書館、町柔剣道場、町民プール、新地公民館、駒ヶ嶺公民館については、平成 23 年 12 月から事業着手した。社会教育施設（新地公民館・駒ヶ嶺公民館）については平成 24 年 5 月末、社会体育施設（町柔剣道場・町民プール）については平成 24 年 7 月末の復旧完了を目標とする。

8. 土砂災害対策

- ① 平成23年8月末までに、町内約10箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、1箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）
- ② 最大震度6強を観測した新地町では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成23年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の生状況を考慮して基準を見直し、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。

9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（約 94 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。また、その他の災害廃棄物の仮置場への移動についても概ね完了している。（損壊家屋等の解体から生じる災害廃棄物以外）
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 3 月までを目途に完了予定ではあったが、想定以上に工期がかかることになり、平成 24 年 9 月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第 4 条第 1 項に基づき国への代行申請により、廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県新地町)

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
1. 海岸対策			● 計画堤防高さの公表 (10/8福島県公表)														
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧(逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す。)												
2. 河川対策 (県・市町村管理区間)																	
	応急対策		施工準備 (堤防設計等)		本復旧		(河口部では、隣接する海岸堤防の整備計画、市策定の復興計画等を踏まえ、整備を逐次完了し、概ね5年を目途に全箇所復旧完了予定。)										
	←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期		←		→ 出水期		
3. 農地・農業用施設																	
基幹的農業用施設 (浜排水機場等)	がれきの撤去、 応急復旧		本復旧 (町策定の復興計画等や、他事業等との調整が完了した箇所から順次着手)														
ヘドロ等が薄く又は部分的に堆積している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、 用排水施設の機能確保等		営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)												
ヘドロ等が厚く又は広範囲に堆積し、畦畔等も損傷している農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、畦畔の復旧等				営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)										
ヘドロ等が厚く広範囲に堆積し用排水路等の損傷も著しい農地や地盤沈下により一旦水没し耕土の損傷が著しい農地	がれきの撤去		土砂撤去、除塩、営農再開に必要な生産基盤の全面的な復旧等								営農再開 (地域の意向により、区画整理を実施)						
(注) 大区画化等の工事を行う農地について、整備の完了はH26以降となる場合がある。																	
本工程は、被災した農地を原形復旧する場合の工程を検討し、営農再開を目指す時期を示したものであり、復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら進めていく必要がある。																	

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
4. 海岸防災林 (木崎～今泉)																	
5. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港																	
6. 復興住宅(災害公営住宅等)																	
7. 復興まちづくり (1) 防災集団移転																	
(2) 土地区画整理等																	
(3) 学校施設等 ○幼稚園・小中高等学校等 <町立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧																	

	H23				H24				H25				H26				H27以降	
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
<県立学校>																		
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の復旧																	
○公立社会教育施設																		
<市立社会教育施設>																		
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧			公民館施設の復旧															
<県立社会教育施設>																		
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧			体育施設の復旧															
8. 土砂災害対策																		
	土砂災害危険箇所の点検等																	
	<small>(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。</small>																	
9. 災害廃棄物の処理																		
災害廃棄物の仮置場への移動	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)				(その他の災害廃棄物)				(家屋解体物)									
中間処理・最終処分	(中間処理・最終処分)										(木くず、コンクリートくずの再生利用)							